

こころの鈴

子ども自身の相談、子どもに関わる大人からの相談を受け付けています。

困ったことがあったときは、一人で抱え込まずに、先生や保護者、友達等、身近な人に相談することが大切です。

周りに相談できる人がいないとき、周りの人には相談しづらいときは、「こころの鈴」に相談してください。学校名や名前を言う必要はありません。

私の「子どもの権利」宣言


自分や友達の権利を守るために心がけたいことを自由に書いてください。
例:「自分を大切にするために、困ったことがあれば周りの人に相談をする。」「周りの人のことを考えて行動する。」等

「こころの鈴」(子どもの権利相談室)

つらいときや困ったときなど、自分や友だちの権利が守られていないと感じたときは、「こころの鈴」に相談してください。

●いつ?	月～木・土曜日	午後1時から6時
	金曜日	午後1時から8時
●どうやって?	電話	0120-200-195 (無料)
	メール	kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp
	会いに行く	松本市役所大手事務所2階

※ 名前や学校名は言わなくてもいいです。秘密は絶対守ります。
※ 嬉しいことがあったときのお話しもお聞きしています。




私の「子どもの権利」宣言

自分やみんなの権利を守るために、次のことを大切にします。
(「困っている友達に声をかける」など)

1学期: _____

2学期: _____

3学期: _____



令和2年度 中学生向け子どもの権利学習パンフレット 「あかるいみらい」
令和2年5月発行

発行 松本市・松本市教育委員会
編集 松本市こども部こども育成課・松本市教育委員会学校指導課
お問い合わせ 松本市こども部こども育成課 こども政策担当
住所: 〒390-8620 松本市丸の内3-7
電話: 0263-34-3291 ファックス: 0263-34-3309

※ このパンフレットの名前「あかるいみらい」は、市内の子どもたちが考えてくれました。

令和2年度 中学生向け 子どもの権利学習パンフレット

あかるいみらい



「子どもの権利」とは?

子どもの権利とは、
子どもが健やかに
成長していくために、
欠かせないものです。

年 組 名前

松本市では、平成25年4月、「松本市子どもの権利に関する条例」が施行しました。この条例は、大人も子どもも、市全体で、「子どもの権利」を守り、次のような「すべての子どもにやさしいまち」を目指していくためのものです。

～ すべての子どもにやさしいまち(条例前文より) ～

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることが出来るまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

☆毎年11月20日は、「松本子どもの権利の日」☆

あかるいみらい

平成29年度、市内の小学校5年生から中学2年生から公募し、決定した愛称です(4ページ下部記載)。

子どもの権利

子どもの権利とは、子どもが一人の人間として尊重され、成長、自立していくために欠かすことのできないものです。誰もが生まれながらにして持っており、日本国憲法や子どもの権利条約で保証されています。

松本市では、平成25年に、「松本市子どもの権利に関する条例」を制定しました。

このパンフレットでは、「子どもの権利」が大切な理由、権利を守るための市の取り組みを学びます。

すべての子どもにやさしいまち(条例前文より)

条例前文では、松本市が目指すまちの具体的な姿を示しています。子どもたちにも分かりやすい言葉を用いています。

松本子どもの権利の日

条例第6条では、11月20日を「松本子どもの権利の日」と定めています。これは、1989年11月20日に国際連合総会で子どもの権利条約が採択されたことに由来しています。松本子どもの権利の日に合わせて、本市では、市内小中学校で子どもの権利を周知する校内放送の実施をしているほか、市民フォーラムを開催しています。

「子どもの権利」の重要性

条例では、次の4つの権利を、特に大切な権利としています。

・自分の力で育つ権利（主体的に成長する権利）

→ 自分が大切に尊い存在であることを実感でき、主体的に成長していく権利

・安心して生きる権利

→ 安全が確保されるなかで、差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていく権利

・自分らしく生きる権利

→ 自分の考えや意見が受け止められ、年齢に応じて尊重され、自分らしく生きていく権利

・社会に参加する権利

→ 遊びや学びをとおして仲間づくりができ、適切な支援を受けて社会に参加できる権利

いずれも子どもの健やかな成長のために、欠くことのできない権利です。

「子どもの権利」の重要性

①から③の絵は、「子どもの権利」が守られている状態を表した絵です。「権利」が守られなくなったら、どうなるのか、例をヒントに考えてみましょう。

主体的に成長する権利

例 勉強を教えてもらい、自分の力にできる。



【権利が守られないと…】
わからないことがあっても、教えてもらえない

安心して生きる権利

① 差別やいじめを受けない。



【権利が守られないと…】
みんなと仲良くできない
いじわるをされる など

自分らしく生きる権利

② 個性を大切にもらえる。



【権利が守られないと…】
自分らしさ（個性）を大切に
してもらえない など

社会に参加する権利

③ 生徒会などで、意見を発言することができる。



【権利が守られないと…】
思ったこと（意見）を言うこと
ができない など



「子どもの権利」が、なぜ大切なのか、見えてきましたか？

条例の内容と市の取組み

条例では、「子どもの権利」のなかでも、次の4つを特に大切な権利だとしています。

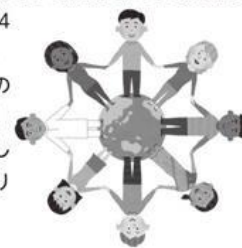
- | | |
|--------------|-------------|
| ① 主体的に成長する権利 | ② 安心して生きる権利 |
| ③ 自分らしく生きる権利 | ④ 社会に参加する権利 |

次のア～エは、子どもの権利を保障するための、松本市の取組みです。上の①～④のうち、特にどの権利を守るための取組みか、考えてみましょう。

	松本市が取り組んでいること	答え①～④
ア	子どものための相談室「こころの鈴」を作って、子どもに関わる相談を受けています(くわしくは、次のページへ)。	②
イ	「まつもと子ども未来委員会」という委員会を作り、子どもたちが、松本のまちづくりを考え、市長に提言しています。	④
ウ	「松本子どもまつり」というイベントで、子どもたち自らの力でイベントを企画、運営できるように支援しています。	①
エ	一人ひとりのちがいを受け止めながら、互いを尊重し、自分らしく生きていけるよう、道徳の授業を充実させています。	③

コラム 条約と条例

「条約」は、国の決まりで、「条例」は、都道府県・市町村の決まりです。「子どもの権利条約」は、1989年に国際連合で採択された世界の決まりで、日本も、1994年に批准しました。「松本市子どもの権利に関する条例」は、条約をもとにした、松本市の決まりです。



【考えてみよう】～みんなの権利～

子どもの権利は、子どもたちみんなにあります。学校、性別、得意なこと、苦手なこと…全て関係なく、あなたも、まわりの友だちも、みんなが持っています。

それでは、「気に入らない相手に嫌がらせをする」ことも権利のひとつなのでしょうか。あなたは、どう思いますか。



条例の内容と市の取組み

ア こころの鈴

→ 子どもが安心して生活できるよう、子どもからの相を受付けています(詳細は、4ページのとおり)。

イ まつもと子ども未来委員会

→ 小学5年生から高校生の委員(公募)が、松本について学び、自らの考えを、市長に提言する活動を行っています。

ウ 松本子どもまつり

→ 5月3日に開催している子ども向けのイベントです。一部ブースは、スタッフの子どもが主体的に企画・運営しています。

エ 道徳の授業

→ 人権を意識した道徳教育をとおして、一人一人のちがいを大切にできるようにしています。

コラム

「子どもの権利条約」は、世界196の国や地域で締結され、日本は、1994年に批准しました。子どもの権利条例は松本市を含む47自治体が総合条例(権利に関する理念等を定めた条例)を制定しています。

考えてみよう

条例では、「子どもは、自分の権利と同じように他人の権利を尊重」することが定められています。まずは、自分の権利を大切にし、その上で、友達は困っていないか、権利が守られているか、考えていくことが大切です。